平成２３年（フ）第２１４７号
さいたま市見沼区大字大谷1433番地５　ベルゾーネＣ202号室
債務者　川嶋　雪子（旧姓広瀬）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５５号
埼玉県川口市大字芝6990番地の20　南浦和寿コーポ205号室
債務者　兼平　　猛
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５６号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番12―406号
債務者　鈴木　利幸
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５９号
埼玉県朝霞市根岸台２丁目２番63号　シルク高橋201
債務者　佐々木優子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６８号
さいたま市南区根岸４丁目３番12―201号
債務者　森　　美樹
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７９号
埼玉県川口市長蔵３丁目17番９号
債務者　原田　裕一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３号
さいたま市南区根岸５丁目18番10号304、旧住所さいたま市南区内谷４丁目９番８号　ハイム大京203
債務者　岡本　浩一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４２号
埼玉県新座市大和田１丁目27番１―207号
債務者　山下　寿一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
埼玉県春日部市米島815番地24　レジデンスリコー101
債務者　村上　佳代（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第９号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地６　ＩＭＳ
債務者　川村　幸一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８９６号
埼玉県所沢市緑町４丁目37番３号　グリーンハウス201
債務者　栗林　広宣
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７号
埼玉県狭山市大字北入曽534番地の１　ウインズ205
債務者　高橋　賢二
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７号
埼玉県川越市南大塚３丁目１番地５　コーポパワフル202号室
債務者　高橋　章郎
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２３号
埼玉県川越市旭町２丁目13番地２　旭町ビューハイツ502号室
債務者　阿部　悦子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２７号
埼玉県川越市大字久下戸１番地１　川越久下戸団地３号棟204号室
債務者　神山二志雄
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１号
京都府宮津市字鶴賀2165番地
債務者　小谷　茂夫
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第８３３０号
愛知県西尾市熊味町小松島２番地２　レオパレスＴ＆ＨⅡ101号室、申立時の住所大阪市都島区東野田町５丁目８番10号　京栄荘２Ｆ17号
債務者　宮﨑　富夫
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで大阪地方裁判所第６民事部